

業務指示書

コートジボワール国アビジャン自治港穀物バース改善事業協力準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年5月13日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 安井 伸治 Yasui.Shinji@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年5月18日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：港湾施設設計・運営に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／港湾計画／運営・維持管理）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：港湾計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：コートジボワール 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 港湾施設設計】

- 1) 類似業務の経験：港湾施設設計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：コートジボワール 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年5月22日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(XOF1 = 0.198 円, US\$1 = 119.64 円, EUR1 = 129.83 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/港湾計画/運営・維持管理
港湾施設設計

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.18 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年6月12日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
コートジボワール国アビジャン自治港穀物バース改善事業協力準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／港湾計画／運営・維持管理	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 港湾施設設計	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. 業務の背景

コートジボワールは約1億人の統一市場の形成を目指す西アフリカ経済通貨同盟（UEMOA：Union Économique et Monétaire Ouest-Africaine）圏内最大の取り扱い規模を誇るアビジャン港を擁し、国際回廊や鉄道を介してサヘル地域内陸国（ブルキナファソ、マリ、ニジェール）へのゲートウェイ機能を果たすなど、地域の中心として重要な位置づけにある。

アビジャン港の2013年の貨物取扱量/コンテナ取扱量は約21百万トン/約65万TEU（出所：アビジャン港湾公社資料）であり、同港は西アフリカで最大の港の一つである。取扱い貨物のうち、輸入では石油（約4.5百万トン）に次いで米（1.3百万トン）、小麦（0.6百万トン）などの穀物が多く、輸出においても石油（約3.1百万トン）に次いでカカオ（0.5百万トン）等の穀物（カシューナッツ、コーヒー）が多くなっている（出所：アビジャン港湾公社資料。いずれも2013年の数値。）。同港は1970年代の年率平均8%の経済成長を遂げた「象牙の奇跡」の時代に開発を進め、現在は全体で25バース、RoRoターミナル、漁港、ガントリークレーン4基を有し、西アフリカで随一の港湾インフラを有している。穀物用のバースは合計10バースあり、北埠頭に3バース（小麦専用）、西埠頭に7バース（共有）がある。

しかしながら、コートジボワール国内における1980年代の経済危機、1990年代以降の内政混乱により、アビジャン港に対する新規の投資はなされてこなかった。そのため、コートジボワール及びサヘル地域内陸国の人口増及び経済成長に伴う貨物量の増大に対し、既存インフラの更新が追いついていない状況にある。同港の穀物バースについても、小麦を除く穀物の取扱量は2013年時点の221万トンから2030年には304万トンと約38%の増加が見込まれているが、2013年時点でバース占有率は既に72%に達し、2018年には物理的限界とされる80%に達することが予測されている。以上から、コートジボワール及びサヘル地域内陸国に対する食糧の安定供給の観点において、同バースの増強が喫緊の課題となっている（出所：「アビジャン港穀物バースに係る予備的調査報告書」）。

上記状況に対し、コートジボワール政府は2020年までの新興国入りを目指す国家開発計画2012-2015（NDP）において、港湾セクターを経済成長のための第2の柱に位置付け、同計画のうち、とくに早急に実施すべきプロジェクトをまとめた「新興国入りのためのプロジェクトリスト」においてアビジャン港穀物バースの拡張を掲げている。同拡張のため、コートジボワール政府は2013年に日本政府に対して無償資金協力事業による支援を要請した。同要請について、JICAでは開発計画調査型技術協力「大アビジャン圏都市整備計画策定プロジェクト」において予備的調査を実施し、その結果、有償資金協力事業の候補案件として検討することが妥当との結論に至った。本調査は、同予備的調査の結果を踏まえ、アビジャン自治港穀物バースの拡張について、有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

2. 事業の概要

(1) 事業名

アビジャン自治港穀物バース改善事業

(2) 事業目的

アビジャン港穀物バースの拡張により同港の穀物取扱量の増大を図り、もってコートジボワール及びサヘル地域内陸国の食糧安全保障及び経済発展に寄与する。

(3) 事業概要

- ① 前面岸壁の400m増設
- ② 側面岸壁の200m増設
- ③ 岸壁の増深（①について水深15m、②について水深10m）
- ④ 荷役スペースの建設（埋め立て：5ha）
- ⑤ コンサルティング・サービス

(4) 対象地域

コートジボワール国アビジャン自治区

(5) 実施・関係機関

実施機関：アビジャン港湾公社 (Abidjan Autonomous Port Authority)

関係機関：経済インフラ省、経済財務省

3. 業務の目的

本業務は、アビジャン港穀物バース改善事業について、開発計画調査型技術協力「大アビジャン圏都市整備計画策定プロジェクト」において実施した同港に係る予備的調査を踏まえ、本事業の必要性、概要、概略設計、事業費、実施スケジュール、実施（調達・施工）方法、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境社会配慮等、有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、「3. 業務の目的」を達成するために、「5. 実施方針及び留意事項」に配慮しつつ、「6. 業務の内容」に示す業務を実施し、調査の進捗に応じ「7. 成果品等」に記載の報告書を作成し、JICA 及び先方機関等に説明・協議の上、提出するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) JICA の円借款検討資料としての位置付け

本業務の成果（結果）は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられることとなるため、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分 JICA と協議すること。一方、当該審査の過程において、本調査業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性に留意し、コートジボワール側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないように配慮すること。

(2) 既存調査結果の最大限の活用

本業務の実施に際しては、開発計画調査型技術協力「大アビジャン圏都市整備計画策定プロジェクト」にて実施した同港に係る予備的調査を含む既存の報告書等を最大限活用すること。

(3) アビジャン港の他開発事業への配慮

アビジャン港については、港口部の拡幅及び増深、コンテナターミナルの岸壁延長、漁船用埠頭の埋め立て及び増深等の複数のプロジェクトが進行しており、これらプロジェクトの進捗について随時情報収集すること。特に港口部の拡幅及び増深については、本事業の効果発現の前提となるため、同プロジェクトの進捗に十分留意すること。

(4) 現地再委託における留意事項

現地再委託による地質調査等の際には、管理を十分に行い、調査結果等の品質確保に努める。

(5) 環境社会配慮

環境社会配慮に係る調査にあたっては、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）（以下、JICA 環境ガイドライン（2010年4月））に基づいて調査を実施し、実施機関による承認取得の支援を行う。その際、円借款供与審査スケジュール及び工期を十分に勘案すること。なお、本事業は、現時点では同ガイドラインに基づきカテゴリ B に分類されることが想定されている。

また、土捨場の確保（沖捨ての可能性）等の事業の設計、積算、実施計画等の検討において必要となる事項を十分に確認した上で、調査方針や内容を検討し、調査を実施すること。特に土砂の沖捨ての場合は、環境面に影響が生じる可能性があるため、その点に十分留意する。

(6) 本邦技術活用条件（STEP）の適用可能性

日本の優れた港湾技術の海外展開の推進及び円借款の戦略的活用の観点から、本邦技術活用条件（STEP：Special Terms for Economic Partnership）の適用を前提とした検討を行う。

(7) 「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」の参照

本業務において設計・積算を行うに当たっては、2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（JICAウェブサイトより閲覧可能）を参照する。同マニュアルは、設計・積算を行う上での、留意すべき共通事項、代表的セクターの留意事項について記載した内容となっているので、本事業の特性と求められる水準に配慮しながら、設計および積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

6. 業務の内容

業務の内容は以下の通りであるが、具体的な内容についてはプロポーザルにて提案すること。

(1) 事前準備（国内作業）及びインセプション・レポートの説明・協議

1) 関連資料・情報の収集・整理・分析

本事業に関し、開発計画調査型技術協力「大アビジャン圏都市整備計画策定プロジェクト」で実施した同港に係る予備的調査により一定程度の情報収集を実施済である。本調査の事前準備においては、同調査結果を含む既存報告書等を踏まえ、補足的に既存の関連資料・情報の収集・整理・分析をし、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、上記整理に基づき、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

2) インセプション・レポートの作成

上記の結果をとりまとめてインセプション・レポートを作成する。

3) インセプション・レポートの説明・協議等

インセプション・レポートをJICA及び実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

(2) 事業の背景と必要性の確認

事業の背景と必要性の確認のため、以下の業務を実施する。

1) コートジボワール及び周辺諸国の社会経済分析

コートジボワール及び周辺内陸国（ブルキナファソ、マリ、ニジェール）の社会経済指標、貿易及び産業の動向、並びに各国及び地域に係る主要な開発計画をレビューする。

また、アビジャン港及びその周辺における各種開発計画、産業及び投資の動向、道路や鉄道等輸送インフラ、クロスボーダーインフラを含むそれらのネットワークの状況について調査する。特に、アビジャン港穀物パースに関連した農業開発や内陸国の食糧需要の伸び等の動向に注意を払う。

2) コートジボワール及び周辺諸国における物流動向の分析

コートジボワール及び周辺諸国地域（ブルキナファソ、マリ、ニジェール）における物流の動向として、既存データを活用しつつ、穀物について国単位のOD（Origin-Destination）とその輸送ルート並びに貨物量を把握し、分析する。

3) アビジャン港及び周辺港の現状分析

アビジャン港及び同港と競合・補完関係にあると考えられるコートジボワール国内（サンペドロ港）及び周辺諸国の港湾（ダカール、テマ、ロメ、コトヌ）について、既存データを活用しつつ、以下の事項について把握・整理する。

- ① 港湾施設の状況（岸壁、ヤード、倉庫、荷役機械等）
- ② 取扱い貨物量（品目等）の推移及び需要予測
- ③ 運営管理体制
- ④ 陸上輸送（道路及び鉄道）との結節状況（通関の実態等を含む）
- ⑤ 計画または実施中の港湾整備計画

4) アビジャン港の役割と本事業の位置付け

特に、内陸国への物流の起点としてのアビジャン港の役割と機能向上（内陸国への裨益効果、周辺地域への投資促進や地域開発上の観点、物流上の便益等）の観点から、本事業の位置付けについて整理する。その際、進出済の日本企業からもヒアリングを実施し、その内容を報告書に織り込む。

- 5) アビジャン港全体における穀物取扱量の需要予測
上記までの調査結果も踏まえ、2030年までのアビジャン港の貨物取扱量の需要を予測する。予測は、穀物取扱量を対象とし、トランジット貨物についてはブルキナファソ、マリ、ニジェールの3カ国毎に分けて行うものとする。
- 6) コートジボワール港湾分野における他援助機関の動向を確認する。
- 7) 本事業によるインパクトを確認する。
- 8) 上記を踏まえた本事業の意義と必要性を確認する。

(3) サイト状況調査

1) 自然条件調査（別紙「自然条件調査仕様書」を参照のこと）

本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、対象サイトにおいて、既存資料のレビューを含め、気象、海象、海底、地形、地質等の自然条件調査を行う。なお、以下に示す調査については、現地再委託にて実施することを認める。ただし、調査コスト削減のため、既存資料から得られる情報を可能な限り活用し、必要最小限の調査となるよう留意することとする。

- ① 地形測量
- ② 地質調査
- ③ 水質調査
- ④ 深淺測量
- ⑤ 底質調査

具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、プロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に調査が必要と判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

(4) 概略設計の実施

1) 事業範囲の明確化

以下の項目を踏まえ、事業の目的及びスコープを検討する。

- ① 事業の目的（当該事業のコンセプト）
- ② 事業のスコープ

予備的調査に基づく港湾施設等に係る提案をレビューし、より効果的な設計案がある場合は提案、設計を行う。また、本邦技術の活用可能性についても検討する。

2) 計画・設計の基本方針

対象サイトの自然条件、アビジャン港及び周辺港における港湾施設の状況、荷役方式、荷役機械の効率・スペック、施工後の維持管理に加え、運営体制等を踏まえた上で、対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

3) 施設設計

施設規模、基礎インフラ整備、関連インフラ整備について計画する。

4) 本事業実施に必要な許認可、法制度、用地取得有無、有る場合の手続き等の確認

(5) 概算事業費の算定

1) 概略事業費の積算

概略事業費については、以下の指示に従って積算を行う。このうち、下線部についてはその算出方法等を JICA から指示することがある。

① 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。

- ア) 本体事業費
- イ) 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- ウ) 本体事業費に関する予備費
- エ) 建中金利
- オ) フロントエンドフィー

カ) コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

キ) その他 1（融資非適格項目）

- a) 用地補償等
- b) 関税・税金
- c) 事業実施者の一般管理費
- d) 他機関建中金利

ク) その他 2

- a) 完成後の委託保守費
- b) 初期運転資金
- c) 研修・トレーニング費用、広報・啓発活動等に要する費用
- d) 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

② 事業費の算出様式

事業費については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

③ 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月版）を参照する。

④ 積算総括表

積算に当たっては、共通仕様書第 16 条に基づき、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を得ることとする。

⑤ 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減に係る検討結果を、別途 JICA が指示する様式にとりまとめ、提出する。

- 2) 資金計画（資金調達計画、JICA 融資対象部分の支出計画）
- 3) 年別資金計画
- 4) 内外貨区分
- 5) 税金の扱い
- 6) コートジボワール側負担部分について
- 7) コスト縮減の検討

(6) 事業実施計画の策定

1) 施工計画

- ① 施工監理方針
- ② 施工上の留意事項
- ③ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ④ 施工監理計画
- ⑤ 資機材等調達計画
- ⑥ 実施工程

2) 事業実施スケジュールの策定

調達手続きを含めた詳細設計／施工の期間について、月単位のバーチャート（JICA の様式に基づく）により、計画を策定する。この際、クリティカルな施工項目や本体施工以外の工程（用地取得・住民移転含む）を示した上で、スケジュールの妥当性を検討する。

3) 調達計画

特に、本事業実施に際し、以下項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して、「調達方法の留意事項」として、別途 JICA に提出する。

- ① コートジボワールにおける当該類似業務の調達事情
 - ア) 一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
 - イ) 現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般状況
 - ウ) 現地施工業者の一般事情

- ② 入札手法、契約条件の設定
 - ア) 工期短縮化に向けた基本方針 (PQ・本体一体化の入札等) 等
- ③ コンサルタンの選定方法
 - ア) 「質に基づく選定 (QBS: Quality-Based Selection)」、「質及びコストに基づく選定 (QCBS: Quality- and Cost-Based Selection)」等の採否検討
- ④ 施工業者の選定方針
 - ア) PQ: Pre-Qualification 条件の設定
 - イ) LCB: Local Competitive Bid の採否
 - ウ) 入札パッケージ (発注規模、工種別の発注等) の考え方 等

4) 事業実施体制

コートジボワールで実施されている当該類似業務の実施体制、制度を把握した上で、本事業の実施における責任、監督、実施体制を確認する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理し、必要な体制について提案する。

- ① 実施機関全体の所掌業務、組織構造、財務状況、人員体制 (法的位置づけを含む。)
- ② 実施機関の本事業実施上の責任・監督・実施体制 (指揮命令系統、人員体制等の枠組み。法的位置づけを含む)
- ③ 実施機関の本事業に係る安全管理、品質管理、スケジュール管理、会計管理、行政手続き、環境社会配慮に係る体制、能力
- ④ 実施機関の当該類似事業実施の経験
- ⑤ コートジボワール国内での資金フローの確認 (借入人、借入人が政府である場合のアビジャン港湾公社への資金の流れ (転貸等)、返済原資の負担者等の確認)

5) 運営・維持管理体制

本事業終了後の維持・管理体制について、コンセッション契約の可能性を含め、以下の項目を検討する。

- ① 運営・維持管理の方式
- ② 運営・維持管理のための組織
- ③ 運営・維持管理のための財源の確保

6) コンサルタンの TOR 策定

全体事業管理、詳細設計、入札・調達補助、施工監理、その規模 (人月) について、計画する。

7) 経済・財務分析

(7) 運用効果指標の検討

本事業のモニタリング・評価においては、事業の効果を 1) 定量的効果、2) 定性的効果に分類して評価する。定量的効果については可能な限り定量的指標 (運用・効果指標) を設定し、事業完成後約 2 年を目途とした目標年の目標値を設定する。調査において、本事業の運用・効果指標を提案し、指標基準値・目標値の設定、データ入手手段及びモニタリング手法の提案を行う。

(8) 環境及び社会面の配慮の確認

【環境影響評価】

- 1) 「JICA 環境ガイドライン (2010 年 4 月)」に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン (2010 年 4 月) の環境チェックリスト案を作成する。
- 2) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。
 - ① ベースとなる環境社会の状況 (土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び社会経済状況等) の確認
 - ② 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ア) 環境社会配慮 (環境影響評価、情報公開等) に関連する法令や基準等
 - イ) JICA 環境ガイドライン (2010 年 4 月) との乖離及びその解消方法
 - ウ) 関係機関の役割

- ③ スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
- ④ 影響の予測
- ⑤ 影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
- ⑥ 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- ⑦ 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成
- ⑧ 予算、財源、実施体制の明確化
- ⑨ ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

【住民移転文書】

- 1) JICA 環境ガイドライン(2010年4月)に基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下①~⑫のとおり。また、報告書の作成においては、「カテゴリB 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

本事業のために既に用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。

- ① 用地取得・住民移転の必要性
- ② 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- ③ 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- ④ 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- ⑤ 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- ⑥ 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえ、移転前と比べた、受給権者の家計・生活水準の改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- ⑦ 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- ⑧ 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等)の特定及びその責務
- ⑨ 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- ⑩ 費用と財源
- ⑪ 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- ⑫ 事業の初期設計及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果

(9) 本邦技術の活用等の検討

我が国が有する港湾事業に関する施工技術及び資機材の活用を検討するため、STEP 適用の可能性について、関連する法規制等を踏まえた上で検討する。

また、本邦技術の導入において障害となるコートジボワール側の政策・制度、規制について分析し、我が国の対応策と共にコートジボワール側への改善案を提案する。

(10) 本邦技術活用に関する本邦企業との意見交換会の実施支援

ドラフト・ファイナル・レポート作成までの間に JICA が開催する本邦企業との意見交換会において、詳細設計の TOR、工法、契約形態、施工計画等について説明し、本邦企業からの質問に対応する。意見交換会実施後、JICA の指示に基づいて、計画等に必要な修正を行う。

(11) リスク管理シート(案)の作成

上記の検討を踏まえ、審査段階及び案件監理段階において発生しうるリスク事項及び対応策をまとめる。

(12) JICA ファクト・ファイディング・ミッションとの連携

JICA は、実施機関に対するドラフト・ファイナル・レポートの説明と同時期に、本事業に関するファクト・ファイディング・ミッションの派遣を検討している。同ミッションの求めに応じ

て本事業に関する情報を提供すると共に、同ミッションが指定する先方関係機関との協議に参加する。

(13) インテリム・レポートの作成

インテリム・レポート案を作成し、JICA に提出する。JICA からのコメントに基づき修正を行い、報告会にて実施機関に対して説明・協議を行う。

(14) ドラフト・ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポート案を作成し、JICA に提出する。JICA からのコメントに基づき修正を行い、報告会にて実施機関に対して説明・協議を行う。

(15) ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートのプレゼンテーションに対する JICA 及び先方関係機関のコメントを受けて、ファイナル・レポートを作成し、JICA に提出する。JICA からのコメントに基づき修正を行い、最終報告会を実施機関に対して行う。その後、ファイナル・レポートを JICA に提出する。

7. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。本契約における成果品は、ファイナル・レポートとする。図や写真などを多く用いて分かりやすい表現とする。

なお、本件調査を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、JICA 様式による収集資料リストを付したうえで調査終了後、JICA に提出する。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

(1) 報告書等

1) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始後半月以内（2015年6月末頃）

部数：仏文10部（簡易製本及び電子データ）、和文5部（簡易製本及び電子データ）

2) インテリム・レポート（中間報告書）

記載事項：プロジェクトの背景・経緯、対象地域の現況調査と課題の抽出、概略設計等。

提出時期：調査開始後の4ヵ月以内を目途（2015年9月末頃）

部数：仏文10部（簡易製本及び電子データ）、和文5部（簡易製本及び電子データ）

3) ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査結果の全体成果（要約含む）

提出時期：調査開始後の10ヵ月以内を目途（2016年3月上旬頃）

部数：仏文10部（簡易製本及び電子データ）、和文5部（簡易製本及び電子データ）

4) ファイナル・レポート

記載事項：調査結果

提出時期：ドラフト・ファイナル・レポートに対するコートジボワール側コメント提出から1ヵ月以内（2016年5月上旬頃）

部数：簡易版報告書（簡易製本）※

本体 仏文10部、和文5部、英文5部

要約版 和文5部、仏文2部、英文2部

CD-R 2部

※簡易版報告書では、JICA から指示する非開示情報を削除する。

(2) 収集資料

調査終了時に収集した資料、データ及びリスト一式(JICA 図書館の定型フォーム)を提出する。

(3) その他の提出物

1) 議事録等

先方政府との各調査報告説明・協議に係る議事録を作成し、発注者に速やかに提出する。また、JICA 及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑応答等をとりまとめ、3日程度のうちに発注者に提出すること。JICA 事務所におけるミーティングについても同様とする。

2) 月例調査業務報告書

発注者の指定する仕様に基づき、調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月5日までに発注者に提出する。

3) 先方政府への提出書類

先方政府への提出書類は、その写しを発注者(現地調査の場合はコートジボワール事務所長も含む)に速やかに提出する。

4) その他

上記の提出物のほかに、発注者が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

(4) 成果品の仕様

1) 印刷仕様の概略は次のとおりとする。

①ファイナル・レポートを除く成果品の仕様は、A4版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。

②ファイナル・レポートの印刷仕様及び電子化ファイルの作成仕様は、JICAの「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2014年11月)」のとおりとする。

2) インセプション・レポートを除く各報告書の巻頭には要約を添付すること。ドラフト・ファイナル・レポート及びファイナル・レポートについては各要約の冒頭にページの色を変えた要旨を含めること。また、各報告書の先方政府への説明、協議に際して、事前にJICA本部に提出し、説明の上、その内容について了承を得るものとする。

3) その他、報告書作成にあたっての留意事項

①報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述する。また、仏文・英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する仏文及び英文により作成すると共に、必ず関係する分野の経験・知識共に豊富なネイティブスピーカーの校閲を受け、読みやすいものとする。

②報告書が分冊形式になる場合には、例えば本編とデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

③報告書で引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記する。また、業務で使用した統計、データ類はデータの散逸を防ぐためファイナル・レポートのサポーティングデータ集として可能な限り収録する。

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務の工程

2015年6月中旬より業務を開始し、2015年6月下旬を目途にインセプション・レポート、2015年9月末頃を目途にインテリム・レポート、2016年3月上旬を目途にドラフト・ファイナル・レポートを提出、コメントを反映後、2016年5月上旬までにファイナル・レポートを提出する。なお、業務の工程については、2015年10月に実施予定のコートジボワールにおける大統領選挙に配慮したものであるが、同選挙の影響により変更の可能性はある。

月次	2015							2016				
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
国内作業	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		大統領選挙 (決選投票含む)				<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
現地作業		■								■		
JICA									※1		※2	
報告書提出	▲ IC/R			▲ IT/R						▲ DF/R		▲ F/R

IC/R:インセプション・レポート
 IT/R:インテリム・レポート
 DF/R:ドラフト・ファイナル・レポート
 F/R:ファイナル・レポート

※1: JICA 主催「本邦技術活用に関する本邦企業との意見交換会」を実施予定

※2: JICA のファクト・ファインディング・ミッションを派遣予定

2. 業務量の目途と業務従事者の構成 (案)

(1) 業務量の目途

合計 約 20M/M

(2) 業務従事者の構成 (案)

要員計画の構成分野(案)は以下のとおり。なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること(各分野複数名も可能)。

下記に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括/港湾計画/運営・維持管理計画 (2号)
- 2) 港湾施設設計 (3号)
- 3) 施工計画・積算
- 4) 需要予測
- 5) 経済・財務分析
- 6) 環境社会配慮
- 7) 自然条件調査
- 8) 荷役機械

3. 対象国の便宜供与

カウンターパートの配置

4. 参考資料

(1) 配布資料

- ① 「アビジャン港穀物バースに係る予備的調査報告書」
- ② 環境社会配慮 カテゴリ B 案件報告書執筆要領 (2011 年 6 月)

(2) 閲覧資料

- ① 「中西部アフリカ内陸国及び周辺主要国際港湾所在国を結ぶ国際回廊の交通における基礎情報収集・確認調査 ファイナルレポート」
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000007799.html>

5. 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する現地の機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。また、以下の項目以外に現地再委託による調査が妥当な項目があればプロポーザルにて提案すること。

- (1) 地形測量
- (2) 地質調査
- (3) 水質調査
- (4) 深淺測量
- (5) 底質調査

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン (2012 年 4 月)」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を予定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

6. 安全管理

コンサルタントは現地調査期間中の安全管理に十分留意すること。現地の治安状況については、外務省海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)、各国 JICA 事務所、各国日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について JICA 事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地調査における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

以 上

コートジボワール国「アビジャン自治港穀物パース改善事業」に係る
自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案のうえ、コンサルタントは必要な調査の細目（調査の方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記載するものとする。

また、調査計画の策定に当たっては、JICA 環境ガイドラインの内容と齟齬がないように留意する。

2. 調査項目

(1) 地形測量

調査目的：構造物の平面計画を検討するために必要な情報を把握する。

調査内容：平板測量等

成果品：地形図

(2) 地質調査

調査目的：構造物建設の位置決定、基礎形式の検討に必要な情報を把握する。

調査内容：地表踏査、ボーリング（水上ボーリング含む）、標準貫入試験等

成果品：踏査結果、地質図、ボーリング柱状図

(3) 水質調査

調査目的：協力対象区域における現在の水質を把握すると共に、施工時の水質管理のベースラインとする。

調査内容：pH、塩分濃度、溶存酸素量（DO）、科学的酸素要求量（COD）等

成果品：試験結果

(4) 深淺測量

調査目的：海上構造物の計画を検討するために必要な情報を把握する。

調査内容：音波探査等

成果品：海底地形図

(5) 底質調査

調査目的：構造物を建設する周辺の海底面の状況を把握すると共に、施工時の底質管理のベースラインとする。

調査内容：底質採取及び分析、重金属分析、潜水観察等

成果品：分析結果、観察結果

以上